

男鹿市地区別ごみ収集カレンダー広告募集要領

(目的)

第1条 男鹿市が配布する男鹿市地区別ごみ収集カレンダー（以下「ごみ収集カレンダー」という。）に掲載する広告（以下「広告」という。）の募集及び決定に関しては、男鹿市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び男鹿市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(広告媒体)

第2条 要綱第4条に規定する広告媒体は、ごみ収集カレンダーとする。

(広告の規格等)

第3条 要綱第5条に規定する広告の規格及び掲載位置等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 広告のサイズ及び掲載枠数は、1枠縦3.0cm×横8.2cmの4枠とする。ただし、同一申請者が2枠以上に決定した場合はこの限りでない。
- (2) 掲載の位置は、ごみ収集カレンダー表面下部分とする。
- (3) 使用色は、フルカラーとする。

(広告の規制業種又は事業者)

第4条 基準第3条及び次の各号に定める事業者については、広告掲載を行わない。

- (1) 市の指名停止措置又は資格停止措置を受けている事業者
- (2) 法令等に基づき事業停止等の重大な不利益処分を受けている事業者
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜している事業者
- (4) その他市の広告主として不適切と認められる事業者

(広告の掲載規制)

第5条 基準第4条に定めるもののほか、ごみ収集カレンダーに掲載することが適当でないと認められるものについては、広告掲載を行わない。

(広告の募集)

第6条 要綱第6条に規定する広告の募集等は、市広報または市ホームページの掲載、その他周知が効果的であると認められる方法とする。

(広告掲載料)

第7条 要綱第6条に規定する広告掲載料については、募集最低価格を定め、前条の募集の際に示すものとする。

2 広告デザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の申請)

第8条 申請者は、要綱第7条に規定する書類のほか、男鹿市地区別ごみ収集カレンダー広告掲載内容（別紙様式）を市長に提出しなければならない。

(広告主の選定)

第9条 要綱第8条に規定する広告主の選定の方法は、次に定めるとおりとする。

- (1) 申請者及びその広告しようとする内容が第4条及び第5条に該当しないと認められるもののうち、広告掲載料の申込金額が最も高いものから順に4者を広告主として選定する。
- (2) 5者以上の申請があり、同額の場合は抽選により4者を決定する。

(広告原稿の提出)

第10条 広告主は、要綱第7条に規定する申請書の提出時に広告原稿の添付ができなかったときは、別に指示される期日までに広告原稿を提出しなければならない。

2 広告には次の各号に定める事項を明確に表示しなければならない。

- (1) 広告主の名称及び連絡先
- 3 広告しようとする内容に訂正・削除の指示があった場合は、広告主は正当な理由がある場合を除き、訂正・削除に応じなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 要綱第10条に定める場合のほか、広告主が次のいずれかに該当するときは広告掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 前条第1項で指示された期日までに広告原稿を提出しないとき。
 - (2) 前条第3項で指示された訂正・削除に応じないとき。
 - (3) 倒産、破産等により広告を掲載する必要が無くなったとき。
 - (4) 書面により掲載の取下げを申し出たとき。
- 2 前項の規定による広告掲載の取消しに係る通知及び掲載料の還付については、要綱第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負う。

- 2 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。